東京都

令和７年度
介護DX推進人材育成支援事業
の利用に関する手引き

令和７年６月

東京都 福祉局 高齢者施策推進部

介護保険課 介護人材担当

事業の概要

都内の介護事業所や施設におけるDX・生産性向上を推進する職員に対し、事業者が手当の支給などの支援を実施した場合に、事業者に対し、最大100万円を補助します!!

補助基準額、補助率

補助基準額　：１名あたり50万円（１法人あたり２名まで）／年度

補　助　率　：10/10

※申請は法人単位です。申請開始から起算して最長３年度申請可能です。

補助対象経費

・生産性向上の取組を推進するリーダー職に対する手当等

・生産性向上の取組を推進するリーダー職のDXにかかる研修費、資格取得費

・代替職員の雇用経費

対象法人

交付申請時点で都内において、介護保険法に基づく介護サービス（※１）を提供する

介護施設・事業所（※２）を開設している民間法人

（※１）対象となるサービスは次ページ参照

（※２）介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第72条2の規定による共生型サービスは除く。

以下に記載のある都内施設等の設置者は本事業の申請が可能です。	
訪問介護	（介護予防）訪問入浴介護
通所介護	（介護予防）短期入所生活介護
（介護予防）短期入所療養介護	（介護予防）通所リハビリテーション
（介護予防）特定施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
（介護予防）認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	居宅介護支援
介護予防支援	（介護予防）居宅療養管理指導
（介護予防）福祉用具貸与	特定（介護予防）福祉用具販売
（介護予防）訪問リハビリテーション	（介護予防）訪問看護

補助対象経費

（１）介護DX推進人材への手当等に係る経費

※　補助対象経費の最低1/2は手当等経費に充てる必要があります。
※　経費の支給は「手当（各月払い）」、「一時金払い」等が可能です。
※　手当等支給にかかる事業主負担金は、補助対象外です。
※　法人の給与規程等で本手当等について規定してください（記載例参照（19ページ））。

（２）介護DX推進人材の研修費・資格取得費

研修費 ＊原則、令和７年度内に修了すること ＊令和７年度内に経費を支出すること	研修受講料（テキスト代含む。）
資格取得費 ＊令和７年度内に受験すること ＊令和７年度内に経費を支出すること	受験料
	受験対策講座の経費（テキスト代含む。）
	受験対策にかかる独学用書籍代

※　対象となる研修・資格は、介護施設・事業所におけるDX推進に資すると東京都知事が認める研修・資格です。受講・受験を予定している研修・資格が本事業の対象となるかについては、東京都福祉保健財団にお問い合わせください（回答に時間を要する場合もございますので、余裕をもってお問い合わせください）。

（３）介護DX推進人材が研修(受講)日・受験日に不在となる際の代替職員雇用費

※　代替で業務を行った際の臨時職員や非常勤職員の給与、人材派遣職員の派遣料、法人内職員の残業手当です（詳細は12～15ページ）。

令和７年度スケジュール（予定）

※スケジュールについては今後変更になる可能性がございます。

時期	申請事業者	東京都 （東京都福祉保健財団へ一部事務委託）
令和７年７・８月頃	交付申請書提出 →	申請書類受領
提出書類に不備等があった場合、東京都福祉保健財団から、事業者に確認（差替え・追加提出）依頼をすることがあります。		書類審査 ↓
令和７年１２月頃	交付決定通知受領 ←	交付決定通知
令和８年３・４月上旬	実績報告書提出	報告書類受領・内容確認
令和８年５月下旬	補助額確定通知受領	補助額の確定
令和８年５月末	補助金の受領	補助金の支払
令和９年６月末頃	消費税仕入控除税額報告書の提出	報告書受領・内容確認

※令和８年１月頃に変更交付申請の期間を設ける予定です。（交付決定を受けた法人のみ申請可）

介護DX推進人材とは？

介護DX推進人材とは、法人内の各事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、介護現場における生産性向上をけん引する職員です。

※　利用者に直接介護サービスを提供する介護職員のほか、法人の事務職員等も対象です。
※　介護主任などの介護リーダーである必要はございません。
※　本事業の対象となる介護DX推進人材は、無期雇用職員に限ります。

次ページ以降に、想定される申請パターンの一部を記載しております。

申請パターン例

以下、想定されるパターンを記したものであり、以下いずれかのパターンでなくてはいけないわけではありません。各法人のお考えにより支給等ください。

（パターン①）　令和7年7月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。

パターン①	令和7年									令和8年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	都内で介護施設・事業所を開設・運営												
Aさん（DXの知識あり）				手当 20,000円	手当 20,000円	手当 20,000円	手当 20,000円	手当 20,000円	手当 20,000円	手当 20,000円	手当 20,000円	手当 20,000円	手当計 180,000円
												補助対象額	180,000円

（パターン②）　令和7年7月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。

パターン②	令和7年									令和8年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	都内で介護施設・事業所を開設・運営												
Bさん（DX初心者）				手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当計 135,000円
						受験対策講座受講 20,000円				受験 8,000円			研修費・資格取得費 28,000円
												補助対象額	163,000円

（パターン③）　資格取得のための受験対策講座を受講開始した令和7年9月よりDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。

パターン③	令和7年									令和8年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	都内で介護施設・事業所を開設・運営												
Cさん（DX初心者）						手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当計 105,000円
						受験対策講座受講 20,000円				受験 8,000円			研修費・資格取得費 28,000円
												補助対象額	133,000円

（パターン④）　資格取得試験受験（合格）後の令和８年２月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。

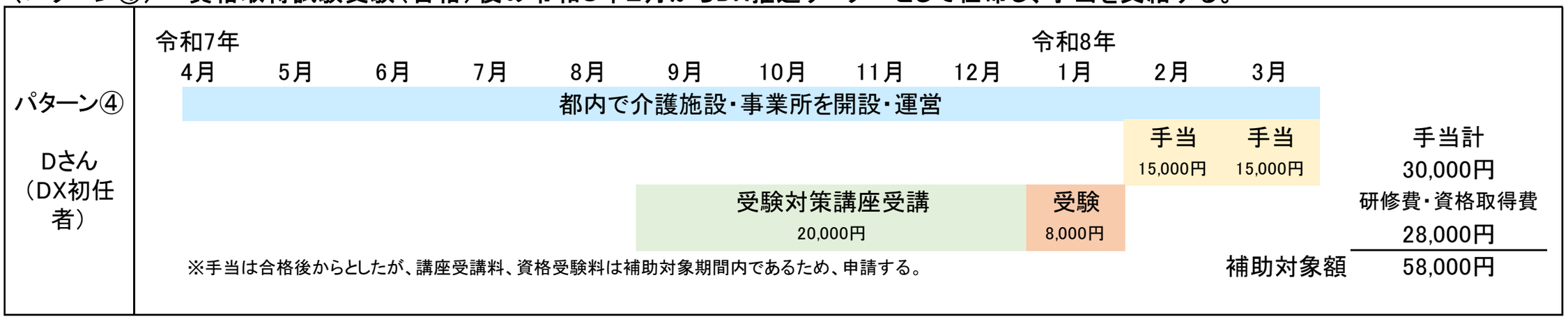

（パターン⑤）　資格取得試験受験（合格不問）後に、令和７年７月に遡ってDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。（初月は遡及分を含めて支給）

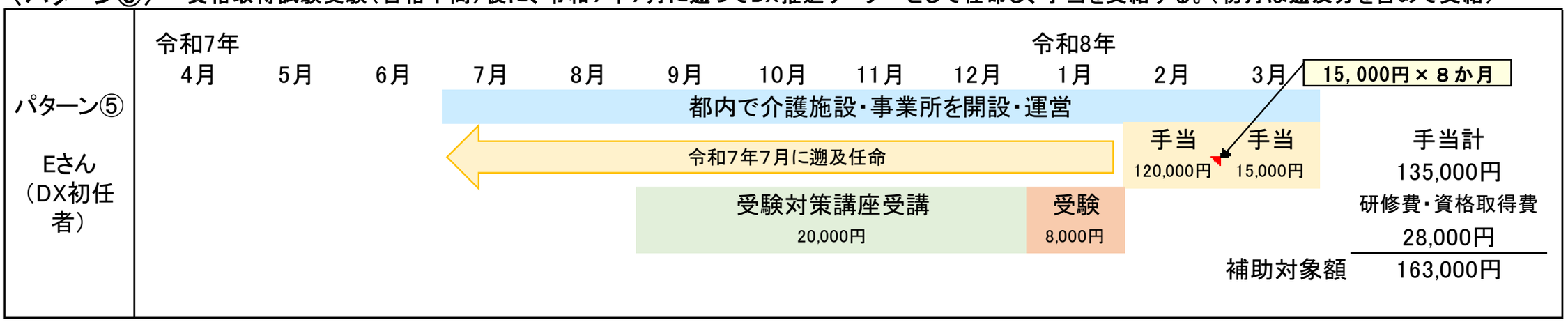

（パターン⑥）　令和７年８月からDX推進リーダーとして任命し、手当を支給する。研修期間中に法人内他職員が代替の介護業務を行う。

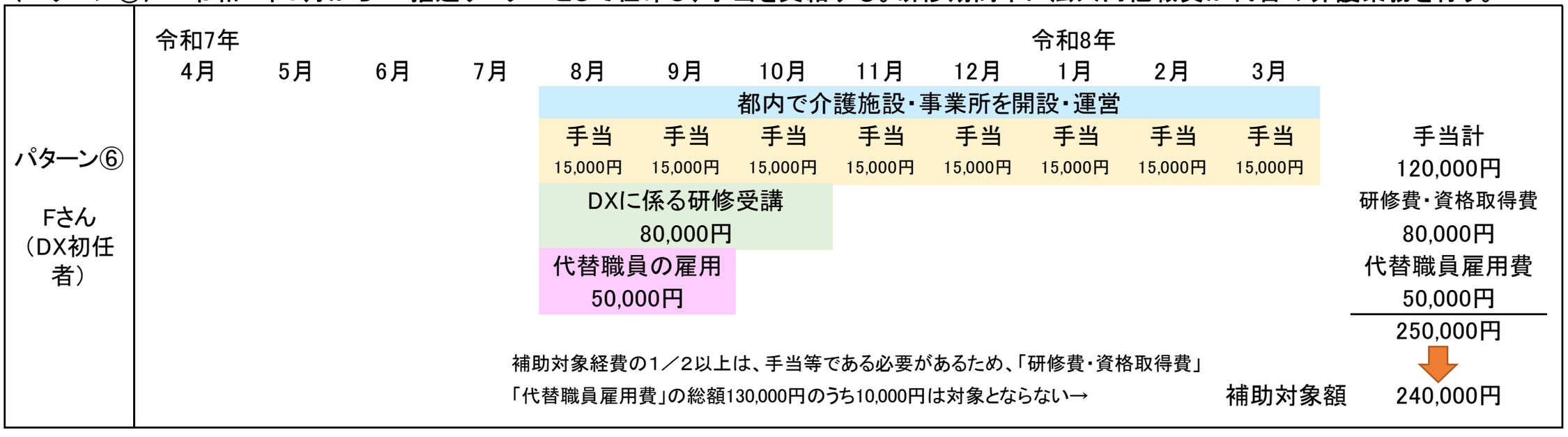

補助対象となる期間

介護ＤＸ推進人材として２名申請する場合は、対象職員ごとにご確認ください。

令和７年度は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に要した補助対象経費が対象です。
ただし、令和７年４月１日時点に、都内において介護施設・事業所を開設していない場合は、都内において介護施設・事業所を開設した日以後の経費のみが補助対象となります。

（パターン①）　令和7年4月1日時点で、都内において介護施設・事業所を開設しており、「DXを推進する事業所」として申請するA事業所は同事業所である。

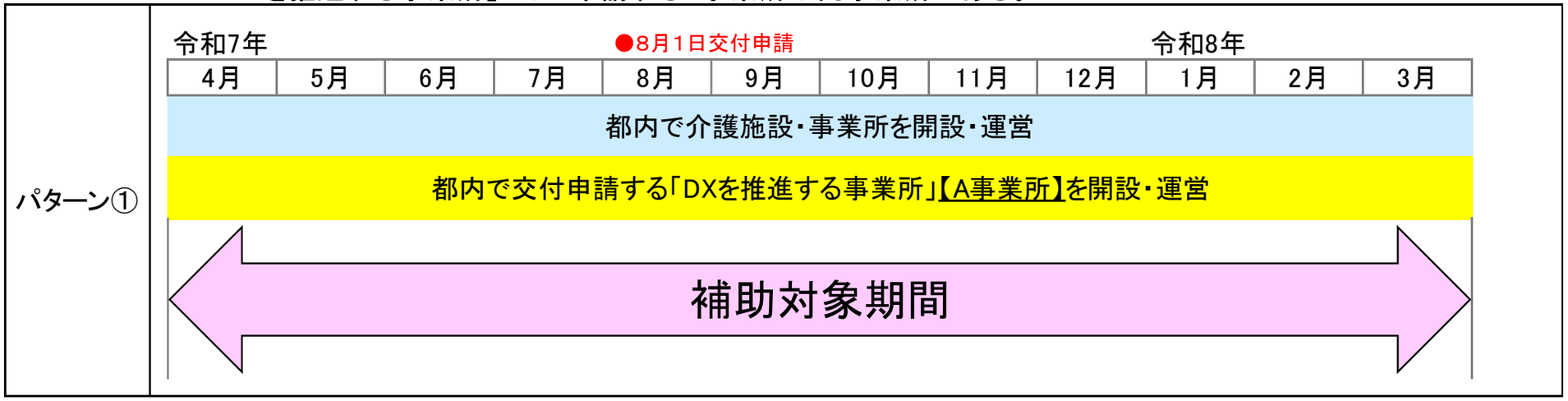

（パターン②）　令和7年4月1日時点で、都内において介護施設・事業所を開設しており、「DXを推進する事業所」として申請するB事業所の開設（指定）予定日が令和7年10月1日である。なお、介護DX推進人材として申請する者が、開設前にDXの取組みをすでに行っている。

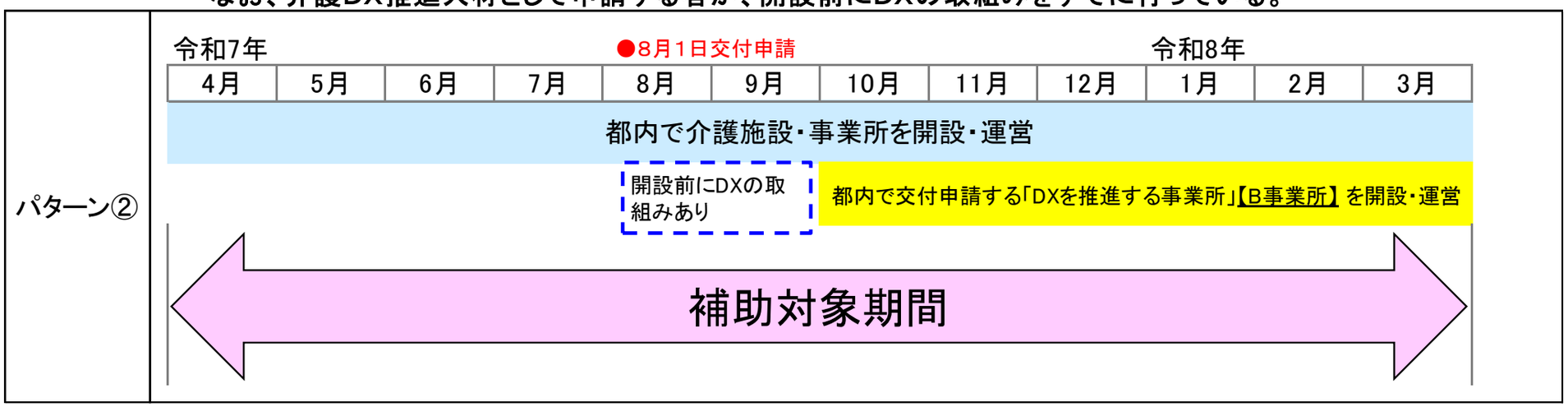

（パターン③）　令和７年４月１日時点で、都内において介護施設・事業所を開設しており、
「DXを推進する事業所」として申請するのは、令和７年７月１日開設（指定）のC事業所と
令和７年１０月１日開設（指定）予定のD事業所である。

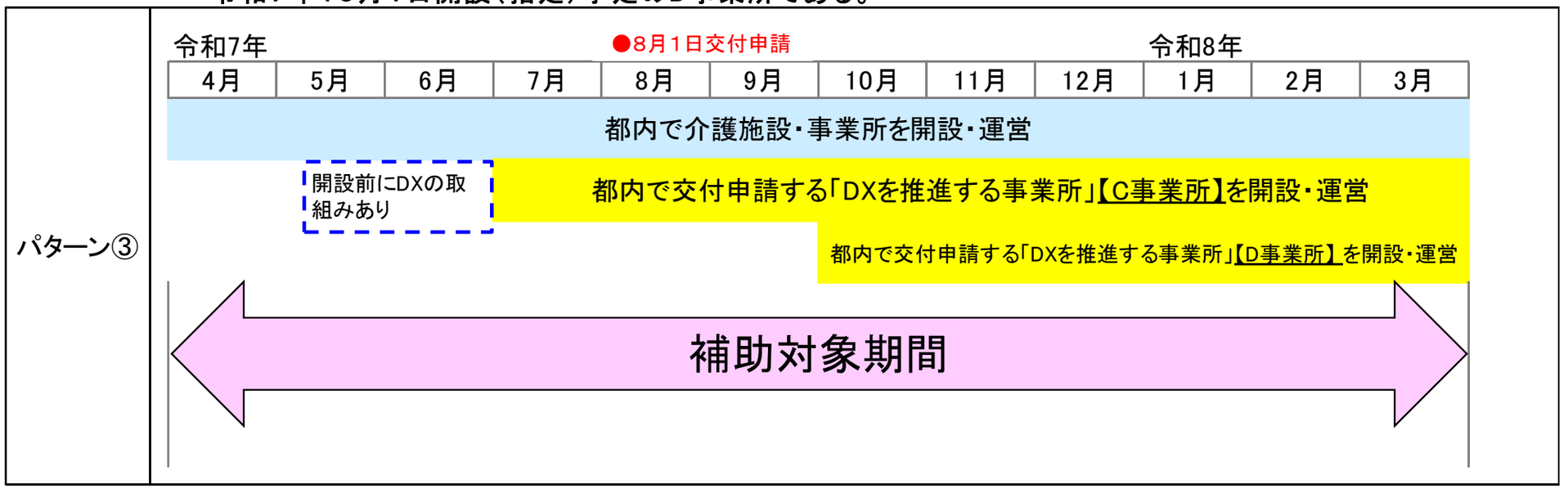

（パターン④）　令和７年８月１日の交付申請日に、都内において介護施設・事業所を開設し、
「DXを推進する事業所」として申請するE事業所は同事業所である。
なお、介護DX推進人材として申請する者が、開設前にDXの取組みをすでに行っている。

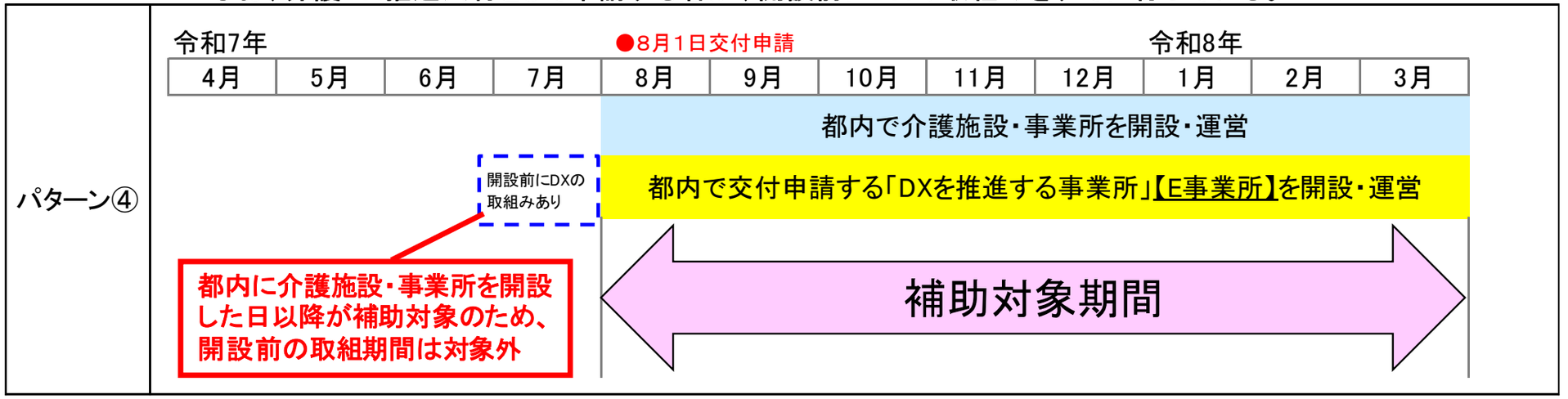

（パターン⑤）　令和７年８月１日の交付申請時点で、都内において介護施設・事業所を1か所も開設していない。
「DXを推進する事業所」として申請するF事業所の開設（指定）予定日が令和７年９月１日である。

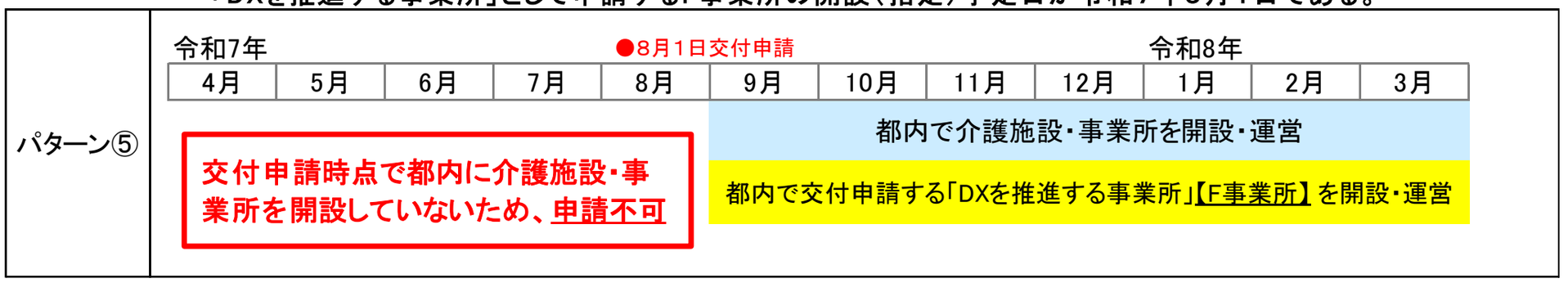

介護DX推進人材への手当支給

補助対象経費の範囲

令和７年度は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに介護DX推進人材に支払った手当が補助の対象となります。

よって、令和７年度の補助対象は、支給日が令和８年３月３１日以前である必要があるため、「令和８年３月分の手当」を令和８年４月以降に支給した場合は令和７年度の経費としては対象外となりますのでご注意ください。

＜例＞翌月払い

・手当の支給額　給与規程等で定めた額を手当で支給
当月活動分に係る手当を翌月に支給する（例：4月分の手当は5月に支給）
月額：２万円

※分かりやすくするため、DX活動の開始月を令和７年４月からとしています。

（単位：円）

	令和7年度												令和8年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
DX活動期間（賃金計算期間）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
手当支給		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

令和7年度中に法人が支給した額（赤点線枠内）が補助対象となります。
例の場合、５月～3月支給の22万円が令和7年度の補助対象となります。
赤点線枠内が、交付申請書「別記様式第1号-3『5 手当等の支給スケジュール等」の各月に落とし込まれる金額となります。

代替雇用職員費の考え方

代替職員とは、事業者が本事業を活用して、対象職員（介護DX推進人材）に研修を受講させたり資格を取得させたりする際に、当該職員の不在日の業務を遂行する以下の職員です。

①当該職員の代替として新たに雇用する臨時職員・非常勤職員
②当該職員の代替として派遣契約により新たに派遣された派遣職員
③法人ですでに雇用されており、対象職員の代替業務を残業して遂行する職員

（１）法人直接雇用の臨時職員・非常勤職員

【条件】
対象職員（介護DX推進人材）が**資格・研修を受ける当日**（＝職場を不在にする日）に当該対象職員の業務を行うため**だけ**に、**新たに**法人（事業者）が雇用した職員であること。代替職員が代替業務を行う日（＝勤務日）は、対象職員の研修日、受験対策講座受講日、資格試験受験日に限られます。その他の勤務日があった場合は、対象職員の業務を行うためだけに雇用されたとはみなされず、代替職員として申請することはできません。

≪対象**外**の例：臨時職員Aさんの場合≫

○介護DX推進人材の研修日が、令和７年１０月６日、８日、１０日である。

○臨時職員Aさんの雇用契約期間が令和７年１０月１日～１０月３１日であり、勤務日が令和７年１０月４日、６日、８日、１０日、１４日、２８日の場合・・・

研修日以外（４日、１４日、２８日）の勤務日があるため、「対象職員の業務を行うためだけ**に雇用された」とは認められず、臨時職員Aさんは本事業の対象外となります。**

【対象経費】臨時職員・非常勤職員の給与

（２）派遣契約により派遣された派遣職員

【条件】
対象職員（介護DX推進人材）が**資格・研修を受ける当日**（＝職場を不在にする日）に当該対象職員の業務を行うため**だけ**に、**新たに**法人（事業者）が派遣会社と契約をし、派遣された職員であること。代替職員が代替業務を行う日（派遣日）は、対象職員の研修日、受験対策講座受講日、資格試験受験日に限られます。その他の派遣日があった場合は、対象職員の業務を行うためだけに派遣されたとはみなされず、代替職員として申請することはできません。

≪対象例：派遣職員Bさんの場合≫

〇介護DX推進人材の試験対策講座受講日が、令和７年１０月～１１月の間の月曜日・水曜日・金曜日の１３時～１７時の４時間である。

〇派遣職員Bさんの派遣契約期間が令和７年１０月１日～１１月３０日であり、実際の派遣日が介護DX推進人材の試験対策講座受講日だけであり、且つ派遣時間が受講時間だけである場合・・・

派遣職員の派遣日・派遣時間（１３時～１７時の４時間）と、対象職員（介護DX推進人材）の受講日・受講時間が一致しているため、「対象職員の業務を行うためだけ**に派遣された」と認められ、派遣職員Bさんは本事業の対象となります。**

【対象経費】派遣職員の派遣料

（３）法人直接雇用の職員による残業

【対象経費】職員の残業手当

【条件】
対象職員（介護DX推進人材）が**資格・研修を受ける当日**（＝職場を不在にする日）に、すでに法人に雇用されている職員が、当該対象職員の業務を行うために、残業した場合、当該残業手当を対象とする。残業日は、対象職員の研修日、受験対策講座受講日、資格試験受験日に限られます。その他の日に行った代替業務に係る残業手当は対象外です。

《例１》対象職員（介護DX推進人材）が、１０月２０日（月曜日）（全日）の研修を受講する場合

対　　象	対　象　外
非常勤職員Cさんは、月１２日勤務の雇用契約である。 対象職員の代替業務を行うために、**本来勤務する必要のない日に出勤し、代替業務を行ったため、その月の勤務日が１３日となった。** １０月２０日に勤務した残業代（休日勤務したことによる残業代）を申請する。	非常勤職員Cさんは、月１２日勤務の雇用契約である。 対象職員の代替業務を行うために、**１２日の中で勤務日を調整し、**１０月２０日の研修日にCさんの勤務日を充てた。１０月２０日の給料を申請する。 ⬇ **この場合、雇用契約上の勤務日数に変化はなく、法人において費用の追加は発生しないため、残業とはみなされません。よって対象外となります。**

《例２》対象職員（介護DX推進人材）が、金曜日（全日）の研修を受講する場合

対　　象	対　象　外
非常勤職員Dさんは、週２日の勤務日が月曜日と水曜日の雇用契約である。 対象職員の代替業務を行うために、**本来勤務する必要のない金曜日に出勤し、代替業務を行った。**なお、月曜日・水曜日は通常通り勤務を行っている。 金曜日にかかった残業代（休日勤務したことによる残業代）を申請する。	非常勤職員Dさんは、週２日の勤務日が月曜日と水曜日の雇用契約である。 対象職員の代替業務を行うために、**水曜日は出勤せずに金曜日に出勤し、代替業務を行った。**金曜日にかかった給料を申請する。 ⬇ **この場合、雇用契約上の勤務日数に変化はなく、法人において費用の追加は発生しないため、残業とはみなされません。よって対象外となります。**

《例３》対象職員（介護DX推進人材）が、２時間の研修（オンライン）を職場で受講する場合

対　　象	対　象　外
非常勤職員Eさんは、週３日９：００～１３：００で勤務をする雇用契約である。対象職員の代替業務を行うため、対象職員の研修日に、研修時間である１４：００～１６：００に残業を行った。 勤務時間外に代替業務を行ったため、残業代を申請する。 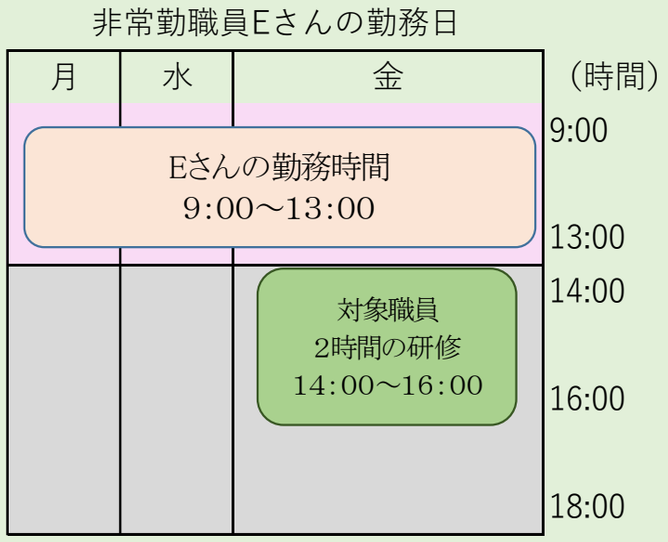	非常勤職員Eさんは、週３日９：００～１３：００で勤務をする雇用契約である。対象職員の研修日に、対象職員の研修時間である１０：００～１２：００を対象職員の代替業務時間に充てた。 ２時間分の給料を申請する。 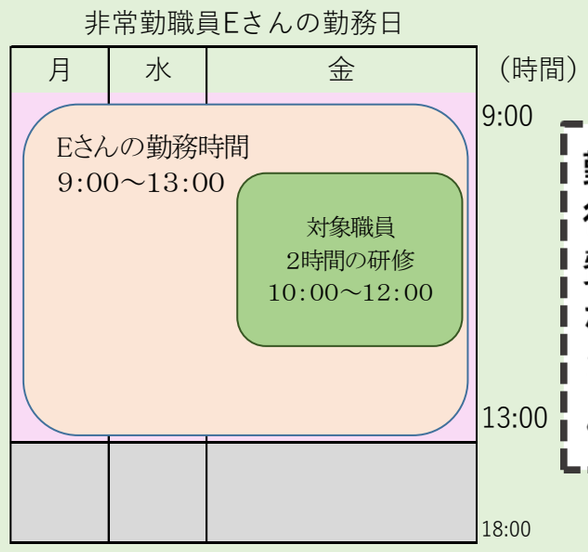 ⬇ **勤務時間内に代替業務を行っており、法人として費用の追加が発生していないため、残業とはみなされません。 よって対象外となります。**

「最長３年度」の考え方

本事業は、申請開始年度から起算して、最長３年度申請可能です。
以下の表は、令和７年度が申請初年度にあたる事業者の例です。各事業者においては、自身の申請年度におきかえてご確認ください。

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	申請
令和７年度 介護DX推進人材	 Aさん　Bさん	 Aさん　Bさん	 Aさん　Bさん	 Aさん　Bさん	 Aさん　Bさん	可
令和８年度 介護DX推進人材	 Aさん　Bさん	 Aさん　Bさん	申請しない	 Aさん　Bさん	 Aさん　Bさん	
令和９年度 介護DX推進人材	 Aさん　Bさん	 Cさん　Dさん	 Cさん　Dさん	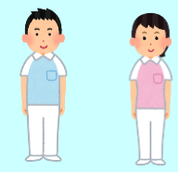 Cさん　Dさん	申請しない	
令和１０年度 介護DX推進人材				 Cさん　Dさん	 Aさん　Bさん	不可
				法人として引続く最長３年度が対象のため、３年度目の対象者が初年度、２年度目と変わっていても令和１０年度以降は申請不可	法人として引続く最長３年度が対象のため、３年度目に申請しなくても、令和１０年度以降は申請不可	

※上記ケースの対象職員は例示です。
※対象職員が毎年度異なる職員でも補助の対象となります。
　（例）R7年度：AさんBさん、R8年度：CさんDさん、R9年度：EさんFさん

変更交付申請について

令和８年１月頃を予定しています。様式等は令和７年１２月中に東京都福祉保健財団のHPに掲載予定です。

※交付決定（変更交付申請をした場合は変更交付決定）されていない内容は、補助対象経費として認められないため、変更交付申請が必要なケースに該当し、交付決定内容に変更が生じた場合や生じる予定がある場合は、必ず変更交付申請を提出ください。交付決定を受けていない事業者は、変更交付申請から申請することはできません。

変更交付申請が必要なケース例

（１）対象職員が変更となった場合
（２）対象職員が変更となり手当支給額を増額した場合
（３）対象職員が変更となり受講予定研修や受講予定受験対策講座、受験する資格が変更となった場合

変更交付申請が不要なケース例
①　手当支給額を変更した場合
②　手当支給月数が変更となり手当等支給総額が変更となった場合
③　ＤＸ研修を受講予定であったが受講しなかった場合
④　ＤＸに係る試験を受験予定であったが受験しなかった場合
⑤　受験対策講座を受講予定であったが受講しなかった場合
⑥　代替職員を雇用等の予定であったが雇用等しなかった場合
※①②について、手当等額の補助は、交付決定額が上限となります。

（ケース（１））　交付申請時には、DX推進リーダーとしてAさんを申請したが、Aさんが令和7年10月末日で退職し、令和7年12月から新たにBさんをDX推進リーダーとして任命した。

交付申請

令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	
			手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当計 135,000円
			受験対策講座 20,000円		受験 8,000円							研修費・資格取得費 28,000円
											補助対象額	163,000円

変更交付申請

令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	
			手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円		手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当 15,000円	手当計 120,000円
			受験対策講座 20,000円		受験 8,000円			受験対策講座 20,000円		受験 8,000円		研修費・資格取得費 56,000円
											補助対象額	176,000円

（ケース（２））　交付申請時には、DX推進リーダーとしてAさんを任命し、月の手当額が15,000円であったが、令和７年１２月末日に退職したため、令和８年１月からBさんに任命を変更し、Bさんの基本給額に応じて１月より手当額が変更となった。

交付申請

令和7年			令和8年									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
			15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	135,000円
											補助対象額	135,000円

変更交付申請

令和7年			令和8年									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
			15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	18,000円	18,000円	18,000円	144,000円
											補助対象額	144,000円

（ケース（３））　交付申請時には、DX推進リーダーとしてAさんを任命し、X受験対策講座を受講予定であったが、令和７年９月末日で退職したため、令和７年１０月からBさんを新しく任命し、受講する講座がY受験対策講座に変更となった。

交付申請

令和7年			令和8年									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
			15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	135,000円
							X受験対策講座		受験			研修費・資格取得費
							20,000円		8,000円			28,000円
											補助対象額	163,000円

変更交付申請

令和7年			令和8年									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
			手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当計
			15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	135,000円
							Y受験対策講座		受験			研修費・資格取得費
							30,000円		8,000円			38,000円
											補助対象額	173,000円

変更交付申請の申請期間後にDX推進リーダーが変更となった場合は、実績報告で報告ください。
なお、当該変更に伴う手当等にかかる経費の増、研修費・資格取得費の増、代替職員雇用費の増は補助対象外となります。

就業規則、給与規程等の記載例

＜就業規則等の記載例＞ ※就業規則のほか、運営規程、組織規程、処務規程等を想定

（DX推進リーダーの任命）

第〇条　介護DX推進人材とは、法人内の各事業所においてデジタル機器や次世代介護機器等の導入・効果的な活用に取り組み、介護現場における生産性向上をけん引する職員をいう。

２　法人は、介護DX推進人材の役割を果たす職員をDX推進リーダーに任命し、DXによる生産性向上に継続的に取り組む体制の構築に当たらせる。

＜給与規程等の記載例＞ ※給与規程のほか、就業規則等を想定

（DX推進リーダー手当）

第〇条　就業規則第〇条の規定によりDX推進リーダーに任命された職員に対し、DX推進リーダー手当を支給する。

２　DX推進リーダー手当の支給額は、次の各号のとおりとする。

（1）ITパスポート、スマート介護士等の資格を有するなど、DXの推進に関する知識があると法人が認めた者については月額20,000円

（2）前号以外の者については月額15,000円

３　DX推進リーダー手当の支給期間は、DX推進リーダーに任命された日が属する月から任期の終了日が属する月までの各月とする。

※<u>あくまで記載例ですので、文言や手当額は法人内でご検討下さい。</u>

注　意　点　①

ご注意いただきたい点について、改めて下記に記載いたします。
その他、合わせてHPに掲載している**QAの内容を申請前にご確認ください。**

＜対象経費について＞

✓ **令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に支給した経費が補助対象となります。**

　そのため、例えば、令和８年３月分の手当を令和８年４月に支給した場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

✓ **令和７年３月３１日以前に支払った経費（領収書等の日付が令和７年３月３１日以前のもの）は対象外です。**

　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに支払った手当等及び経費のみ、補助の対象となります。

　令和６年度以前に受講した研修、令和８年度に受講する研修の経費については、令和７年度に支払った場合でも対象外となりますのでご注意ください。

　また、経費の支払いを証明する書類（領収書等）は、上記の期間の日付が記載されているものが有効となります。

注　意　点　②

ご注意いただきたい点について、改めて下記に記載いたします。
その他、合わせてHPに掲載している**QAの内容を申請前にご確認ください。**

＜その他＞

✓ **補助金の交付申請を受ける場合、年間を通じて東京都（東京都福祉保健財団）と書類のやり取りが必要です。（５ページ「令和７年度スケジュール（予定）」参照）**

　まず、交付申請書類を提出していただき、内容の審査をした後、都から交付決定通知を送付します。

　その次に、実績報告書類を提出していただき、内容の審査をした後、都から額の確定通知を送付し、補助金の交付という流れとなります。

　なお、申請書類に不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合や補助金の交付額が減額される場合があります。また、書類審査中、申請法人に対して、追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

✓ **補助金に関連する書類は、事業完了後５年間保管しておかなければなりません。**

　事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類（領収書や賃金台帳等）を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後５年間保管しておかなければなりません。

※後年度に、消費税仕入控除税額報告書の提出が必要です。時期がきましたら、御案内の通知をお送りいたします。

問い合わせ先／個人情報の取扱い

公益財団法人　東京都福祉保健財団

福祉情報部　福祉人材対策室

mail: k-dxsuisin@fukushizaidan.jp

※ご質問は、なるべくメールでお問い合わせください。

電話　03-6302-0387

＜個人情報の取扱い＞

提出書類に記載された個人情報は、適正な管理を行い、本事業の審査以外に利用することはありません。
なお、当該個人情報は東京都に帰属します。